

図画をわいせつである／ないものとして見ることの「恣意性」再考

——愛のコリーダ事件を事例として——

東京大学大学院学際情報学府 日本学術振興会 DC2

岡沢亮

1 目的

図画のわいせつ性が争点となった裁判をめぐることは、当の図画をわいせつである／ないものとして見ることの恣意性について指摘・批判がなされてきた。その恣意性がどこから生じるかという原因論としてなされてきたのは、主として以下の2つである。第1に、わいせつ性とは図画自体に備わっている性質ではなく、見る者が作り出すものであるがゆえに、その判断は恣意的にならざるをえないという議論 (Cather 2012)。第2に、裁判官が「社会通念」に依拠してわいせつ性を判断するがゆえに、その判断は恣意的になる危険性が高いという議論である (奥平 1984)。

しかし、わいせつ性判断の恣意性が生じる要因を、「わいせつが見る者の中にある」という命題や社会通念によって判断が行われていることに帰着させる議論は、図画を見ることや法実践のあり方を把握するにあたって不適切な前提を置いているように思われる。それゆえに、実際に行われている「見ること」や法的実践のあり方が解明されず、その問題点の指摘も不十分なものになってしまう恐れがある。

そこで本発表では、法的場面において「わいせつ」な図画を見ることに関する既存の議論の問題点を指摘した上で、実際に行われた法的なわいせつ性判断を検討する。それを踏まえて、法的なわいせつ性判断を分析し、その問題点を具体的に指摘するためのひとつのやり方を示したい。

2 方法

図画や法的実践の理解可能性を論じた社会学・法理学の議論を参照し、法的なわいせつ性判断の恣意性とその原因を指摘する先行研究の理論的前提を批判する。そのうえで、「社会通念」によって「図画」を含む書籍のわいせつ性が判断された愛のコリーダ事件を取り上げ、図画 (同事例においては写真) を見るという実践や法実践の理解可能性に焦点を当てた分析を行う。

3 結果

「わいせつが見る者の中にある」ことや「社会通念」によって判断がなされるということから、法的なわいせつ性判断が恣意的であるという結論を直接的に導くことには問題がある。また分析の結果、実際に行われてきた法的なわいせつ性判断も理解可能性を持っている点において、恣意的であると単純には言いがたい部分を含んでいる。これらをふまえると、その判断の問題点を指摘するのであれば、わいせつ性判断を支える前提に焦点化することが重要になる。

4 結論

図画や法的実践の理解可能性に照準した上で、法的テキストに明示的には書かれていないが、図画をわいせつである／ないものとして見るために参照されている規範や知識を解明することが、法的なわいせつ性判断を分析しその問題点を指摘するためのひとつのやり方となりうる。

文献

Cather, Kirsten, 2012, *The Art of Censorship in Postwar Japan*, Honolulu: University of Hawaii Press.

奥平康弘, 1984, 『表現の自由 II ——現代における展開』有斐閣.